

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

氏名 大谷清運株式会社  
代表取締役 二木 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成29年10月27日

許可の有効年月日 令和 6年10月26日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

- ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上5種類)
- イ 圧縮梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)
- ウ 選別圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。) (以上1種類)
- エ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず (以上3種類)
- (いずれの産業廃棄物も、廃乾電池、廃蛍光灯、特定家庭用機器再商品化対象物及び空きびんを除く。)

## 2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面のとおり)

施設所在地

- (1) 東京都足立区入谷八丁目14番29号
- (2) 東京都足立区入谷九丁目8番9号
- (3) 東京都足立区入谷九丁目4番13号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

- 平成 12年 10月 27日 新規許可
- 平成 29年 10月 27日 更新許可 第3回
- 平成 31年 2月 7日 変更届 選別圧縮機の入替え
- 令和 2年 2月 19日 変更届 足立区入谷九丁目4番13号の施設を上記2(1)へ移設及び  
圧縮梱包機機の入替え
- 令和 3年 3月 26日 変更届 足立区入谷九丁目4番13号の施設 (上記2(3)を追加)

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面有り)



(裏面)

許可番号 第13-20-010573号

## 2 事業の用に供する施設

## (1) 施設所在地：東京都足立区入谷八丁目14番29号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	4.79t/日	-----	令和2年2月18日	-----	-----
選別圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	3.84t/日	-----	平成31年1月27日	-----	-----
	金属くず (アルミ缶に限る。)	1.29t/日	-----	平成31年1月27日	-----	-----

## (2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目8番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.64t/日	8.17t/日	平成22年3月9日	-----	-----
	紙くず	6.96t/日				
	繊維くず	2.32t/日				
	金属くず	32.4t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	34.8t/日				
破 碎	廃プラスチック類 (廃電子記録媒体に限る。)	0.10t/日	-----	平成22年3月9日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (廃ペットボトルを除く。)	1.92t/日	-----	平成26年10月14日	-----	-----
圧縮固化	廃プラスチック類	-----	2.52t/日	平成22年1月22日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				

## (3) 東京都足立区入谷九丁目4番13号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類 (廃ペットボトルに限る。)	6.58t/日	-----	平成17年3月2日	-----	-----

(以下余白)